

## 本会議反対討論（働き方改革関連法案）

平成 30 年 6 月 29 日

国民民主党・新緑風会 浜口誠

国民民主党・新緑風会の浜口誠です。会派を代表し、働き方改革関連法案に反対の立場で討論します。

政府提出法案に対して、働く者の立場で考えると、時間外労働の上限規制の導入、中小企業における月 60 時間超の時間外労働に対する割増し賃金の適用、年 5 日の年次有給休暇の取得義務化、同一労働同一賃金、非正規労働者への待遇差の説明義務化、産業医・産業保健機能の強化等に関しては、法案の方向性には、賛同できます。

しかしながら、高度プロフェッショナル制度の創設は、長時間労働や過労死となる懸念が極めて大きく、労働者保護の観点から絶対に導入してはならないと、衆議院と参議院の委員会審議においても、繰り返し、法案からの削除を強く求めてきました。

また、労働組合のナショナルセンターである連合、過労死遺族で作る全国過労死を考える家族の会なども、高プロ制度創設の削除を求めています。とりわけ、全国過労死を考える家族の会は、「過労死を増やす法案が成立することは、絶対にあってはならない。過労死で愛する家族を失い、地獄の苦しみを味わうのは、私達だけでたくさんです」と訴えるとともに、5 月 16 日付けで安倍総理への面会を文書で要請されています。

しかしながら、安倍総理は、面会依頼の文書にも目を通しておらず、面談も拒否しています。今国会の最重要法案は、働き方改革関連法案だと声高に主張されていた総理が、過労死を考える家族の会の皆さんから、直接声を聞かないで、高プロ制度を創設することは、絶対に許されません。総理は、家族の会の皆さんと会って、真摯な思いや訴えに耳を傾け、誠心誠意対応すべきです。

それでは、本法案に反対する理由を以下に述べます。

反対する第一の理由は、高プロ制度は、立法事実が不明確な点です。労働法制は、本来、経営者よりも立場の弱い労働者を保護するために制定されたものです。今回の高プロ制度は、労働者を保護するための、時間外労働、休日労働、深夜労働の規制がなく、実労働時間の管理も全く行われません。働く皆さんがこうした

働き方を、本当に望んでいるとは到底、思えません。日本の生産性向上が喫緊の課題であるとの大義のもと、時間にとらわれず成果を重視した柔軟な働き方が必要との経営者ニーズだけが、最優先された結果、残業代削減が本質的な目的である、高プロ制度が創設されたのではないのでしょうか。

また、政府からは、12名の高度専門職労働者からヒアリングしたとの説明もありましたが、高プロ制度創設に関して法案策定前にヒアリングしたのは、たった1人。余りにもずさんです。残り11名の内、9名は人事担当者が同席でヒアリングを行っています。これは、労働者からのニーズは本当にあるのかとの指摘を受けて、後付けでアリバイ作りのために行ったヒアリングだと言わざるを得ません。こうした労働者不在の議論経過、立法事実も希薄な高プロ制度の創設は、労働者にとっては全く必要ありません。本法案から削除すべきです。

反対する第2の理由は、長時間労働や過労死につながると強く危惧される高プロ制度に対する様々な懸念や疑問が全く払拭されていない点です。例えば、1075万円と言われる年収要件は、税込みで、パート労働者を含む毎月勤労統計をベースにすること、各種手当ても含めることができ、年収要件の妥当性はなく、今後引き下げられる懸念も依然として残っています。また、対象業務は、高度な専門的知識等が必要とされていますが、高度な業務として例示されているアナリスト業務であっても、さらに高度な企画・市場などの分析業務が対象となるなど、高度な業務の定義の曖昧さは、全く払拭できませんでした。さらに、極めて重要な労働時間の把握に関しては、高プロ制度適用者は、事業場内にいた時間と事業場外で労働した時間の合計時間である健康管理時間を把握しなければなりません。しかしながら、政府は、健康管理時間は、事業場内では、タイムカードやパソコンのログオン・ログオフ等により客観的に把握すると説明しましたが、すべての事業所で客観的に把握できるとは限りません。その場合は、管理者が高プロ制度適用者の在社時間を現認することが必要になるとの、答弁がありましたが、全く非現実的な対応です。さらに、事業場外の労働時間も客観的な把握は、実際には困難であり、自己申告にならざるを得ず、高プロ制度適用者の健康管理時間を正確に日々記録していくことは、極めて困難です。ましてや、健康管理時間は、実労働時間ではありません。万が一、高プロ制度適用者が、過労死しても、過労死基準となる労働時間の実態を把握し、立証することが、高プロ制度では不可能に近いのです。その結果、高プロ制度で過労死が増えたとしても、過労死を申請できない、申請しても過労死が認定されず、表向きは過労死が減少ということになりかねません。こうした事態を、絶対生じさせてはなりません。

反対する第3の理由は、法案内容に関して、国会審議において、議論が深まらなかった、先送りとなった項目が多く、国民の理解が進まなかった点です。国会審議の役割は、法案の内容や疑問点などに関して、委員会での質疑を通じて、曖

味な部分をより明確にし、国民がより深く、正しく法律の内容を理解するため  
あると考えます。しかしながら、本法案に関しては、法律制定後に、高プロ制度  
の細部や非正規労働者への待遇差の説明方法など、60 を超える項目が省令で定  
めることとされ、指針や通達まで含めると更にその数は増えます。こうした中で、  
政府の答弁も同じ内容の繰り返し、先送り答弁が目立ち、法案内容の深掘りやよ  
り具体的な対応まで議論が及ばなかったことは、極めて残念です。こうした政府  
の姿勢は、白紙委任、国会軽視の対応と言わざるを得えず、政府に猛省を求めま  
す。

以上が、反対理由となります。

次に、本法案の議論に関連して、今後、政府に対して適切な対応を求めたい点  
を申し上げます。まず、時間外労働の上限規制に対しては、今回適用猶予あるい  
は適用除外となった自動車運転業務、建設事業、医師等や研究開発業務につい  
ては、早期に一般則適用となるよう対応すべきと考えます。合わせて、学校の教員  
の長時間労働是正への取り組みも不可欠であり、給特法の見直しに向け、議論を  
加速すべきです。また、委員会でも取り上げられた、副業・兼業に関する課題、  
フリーランスなどの雇用類似の働き方、管理職の働き方など、労働行政に関わる  
様々な課題に対して、労働者保護の観点から政府には、迅速な対応や法整備を求  
めます。

最後になりますが、野党提出法案に織り込まれている勤務間インターバルの  
義務化や裁量労働制の要件の厳格化、労働時間管理の義務化等は、極めて重要な  
内容であり、早期に実現すべきです。また、今回参議院で審議している野党提出  
のパワハラ規制法案に対しては、参考人質疑や地方公聴会においても、多くの皆  
さんから必要な法案だとの期待の声が寄せられました。各党において協議いた  
だいているワークルール教育推進法案とともに、働く人たちが本当に必要と  
している法律を、国会の総意として、与野党連携して成立させていきましょう。  
このことを強くお願いし、討論を終わります。

文字数；2950 字